

<別紙1>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇健康診断書（診療情報提供書）の提出

ご利用に際して、ご利用者の健康管理等のため、原則として健康診断書又は診療情報提供書の提出が必要です。再入所につきましては、状況により提出して頂くことがございます。

◇ケアサービス

ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によってサービス計画を作成し、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

従来型個室、多床室

*従来型個室及び2人室（3階のみ）の利用には、別途料金をいただきます。

食事：

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

*食事は原則として食堂(多目的ホール)でおとりいただきます。

利用者が選定する特別な食事の提供：

通常のメニューのほか特別な食事を用意しています。ご利用の際は、入所時にお申し出ください。

*特別な食事の提供には、別途料金をいただきます。

入浴：

週に最低2回です。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

*入浴形態が曜日により異なりますので、ご利用の際ご相談下さい。

理美容：

業者による出張理美容サービスを実施しています。

*理美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科医に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

担当職員が他施設ご紹介の相談に応じます。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、備えつけの「ご意見箱」をご利用ください。

介護老人保健施設カトレアンホーム

電話：0438-63-1021

さつき会ご利用者相談窓口

電話：0438-62-7740

(受付時間 月～金曜日 8:30～17:30)

◇第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

<別紙2>

介護老人保健施設カトレアンホーム短期入所療養介護のご案内
(2024年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・法人名 社会福祉法人さつき会
- ・理事長 矢田 高裕
- ・施設名 介護老人保健施設カトレアンホーム
- ・開設年月日 平成8年8月
- ・所在地 千葉県袖ヶ浦市蔵波2713-1
- ・電話番号: 0438-63-1021 ・ファックス番号: 0438-63-2161
- ・施設長(医師) 高橋 哲夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1250980029号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設カトレアンホームの運営方針]

- ① 当事業所は、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活上の世話及び維持、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう支援します。
- ② ご利用者様の家族との連携を図るように努めるとともに、事業の実施にあたっては、関係市町村地域の保険・医療・福祉サービスの緻密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	医師	1名		業務全般の管理・利用者の健康管理	1名
副施設長		1名		従業員及び業務全般の管理	1名
支援相談員	介護福祉士	1名		利用者からの相談及び、他機関との連絡調整業務	1名
栄養士	管理栄養士	1名		食事の提供及び栄養管理、栄養ケアマネジメント	1名
看護職員	看護師、准看護師	5名	4.2名	利用者の健康管理及び指導を行う	9.2名
介護職員	介護福祉士含む	32名	1名	入浴・食事・排泄等、日常生活上の介護を行う	33名
機能訓練指導員	理学・作業療法士	4名		身体機能の維持・向上に必要な訓練を行う	4名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		施設サービス計画の作成等	1名
事務職員		5名		施設事務管理	4名

- (4) 入所定員等 ・定員 90名 (うち認知症専門棟 44名)
 ・療養室 個室 10室、2人室 23室、3人室 2室、4人室 7室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金 (以下は1日あたりの利用単位数です)

※介護保険負担割合証で2割又は3割の方は、介護サービス費が2割又は3割負担となります。

(1) 基本料金 (地域区分5級地 10.45円)

介護老人保健施設短期入所 療養介護費 (i)		介護老人保険施設短期入所 療養介護費 (iii)	
<従来型個室>		<多床室>	
要支援1	579単位	要支援1	613単位
要支援2	726単位	要支援2	774単位
要介護1	753単位	要介護1	830単位
要介護2	801単位	要介護2	880単位
要介護3	864単位	要介護3	944単位
要介護4	918単位	要介護4	997単位
要介護5	971単位	要介護5	1,052単位

(2) 加算料金

① サービス提供体制強化加算 (I)	22単位	⑩ 緊急短期入所受入加算	90単位
② 夜勤職員配置加算	24単位	⑪ 重度療養管理加算	120単位
③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51単位	⑫ 総合医学管理加算	275単位
④ 認知症ケア加算 (2F入所者のみ)	76単位	⑬ 介護職員等処遇改善加算 (I)	(総単位数に7.5%)
⑤ 施設送迎加算 (片道につき)	184単位		
⑥ 個別リハビリテーション実施加算	240単位		
⑦ 療養食加算 (1日3回を限度)	8単位		
⑧ 生産性向上推進体制加算 (I)	100単位		
⑨ 生産性向上推進体制加算 (II)	10単位		

(3) 食費・滞在費

- ①食 費 朝食 450円 昼食 620円 夕食 630円
②滞在費 ・従来型個室（3F1人部屋） 1,668円
 ・多 床 室 520円

※但し、上記食費・居住費の負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載してある負担限度額とします。

(4) その他の料金

- ① 日用品費 450円
② 教養娯楽費 100円
③ 特別な室料(3Fのみ)
 ・個室（Aタイプ） 3,300円
 ・個室（Bタイプ） 2,200円
 ・個室（Cタイプ） 1,650円
 ・2人室 1,100円（但し認知症専門棟（2階）は除きます。）
④ 理美容代 実費
⑤ 業者洗濯 4,950円／月（月途中よりの場合1日165円の日割りとなります。）

(5) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	当日食事代のみ実費徴収

(6) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(7) 支払方法

利用月の翌月初めに料金合計額を請求書に明細を付して利用者に通知します。

利用者は通知月の15日までに料金の合計額を(施設窓口への現金支払い・施設指定の銀行振込・銀行引落としは27日)支払います。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

ご利用に際し直接施設にお申込みいただけますが、短期入所療養介護(介護予防短期療養介護)は居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画の中に含まれていなければ保険給付が受けられませんのでご確認下さい。

※ ご不明な点がございましたら担当者へご相談下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、10日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただきます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院
 - ・ 住 所 千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5丁目21番

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会・外出・外泊
- ・ 飲酒・喫煙・火気の取扱い
- ・ 設備・備品の利用
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
- ・ 金銭・貴重品の管理
- ・ 外泊時等の施設外での受診
- ・ 宗教活動
- ・ ペットの持ち込み

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報放送設備
- ・ 防災訓練 年3回

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。